

所掌事項

宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアムの運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対し意見を述べる。

設置根拠

博物館法第23条

宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例

設置年月日

H28. 7. 1

委員定数

10人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R7. 9. 1

現任委員任期満了日

R9. 8. 31

担当課

宮古市交流推進部 スポーツ文化課

TEL : 0193-65-7526 内線

FAX : 0193-65-7508

E-mail : spo_bunka@city.miyako.iwate.jp

備考